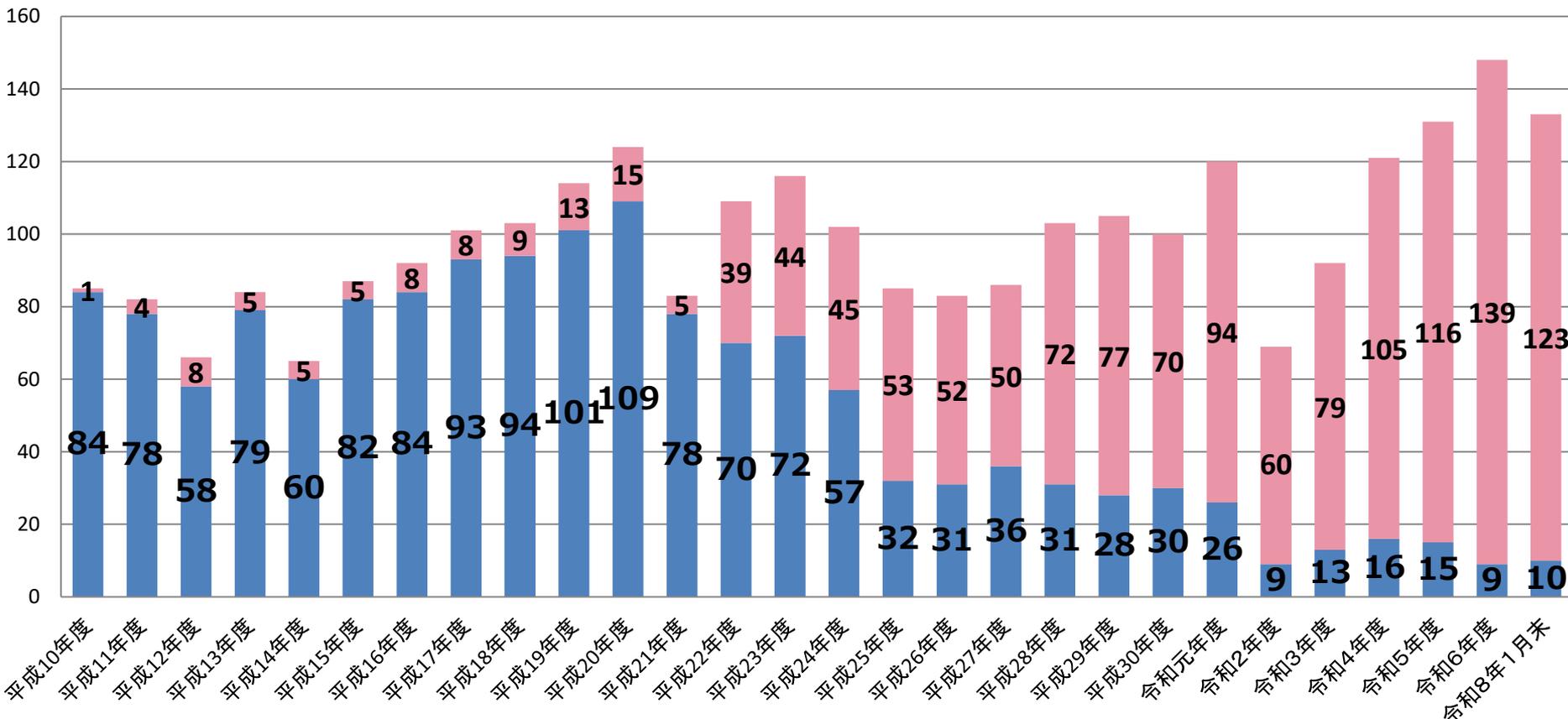


1. 臓器移植対策

令和6年度の臓器提供者数は過去最高となった。

臓器提供者数の推移（令和8年1月末までに脳死下の臓器提供者は1,304名。）

（名）

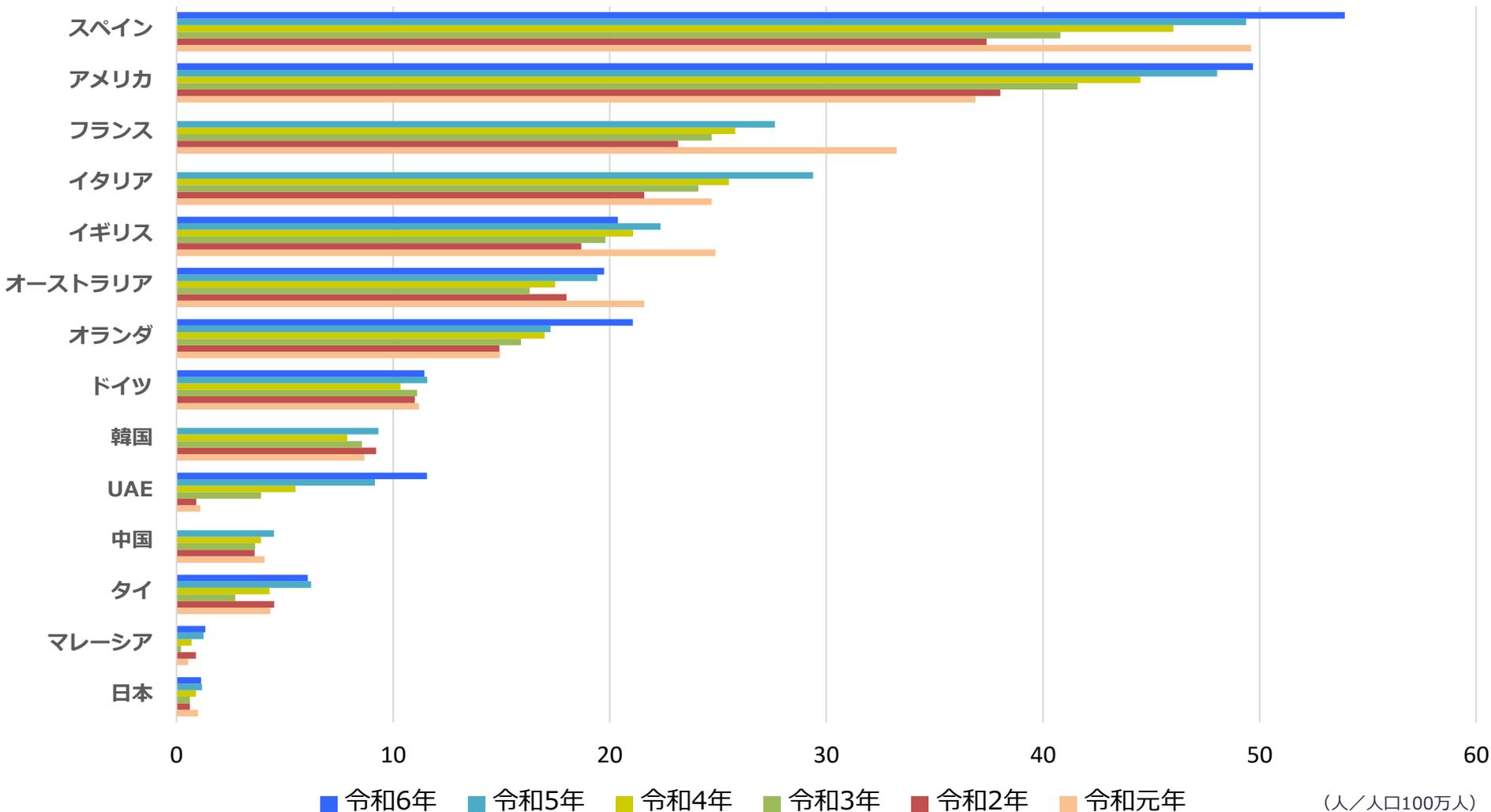


■ **脳死（提供可能臓器）** 心臓、肺、肝臓、膵臓、腎臓、小腸、眼球（角膜）
 ■ **心停止（提供可能臓器）** 膵臓、腎臓、眼球（角膜）

（資料）（公社）日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

各国の人口100万人当たりの臓器提供数

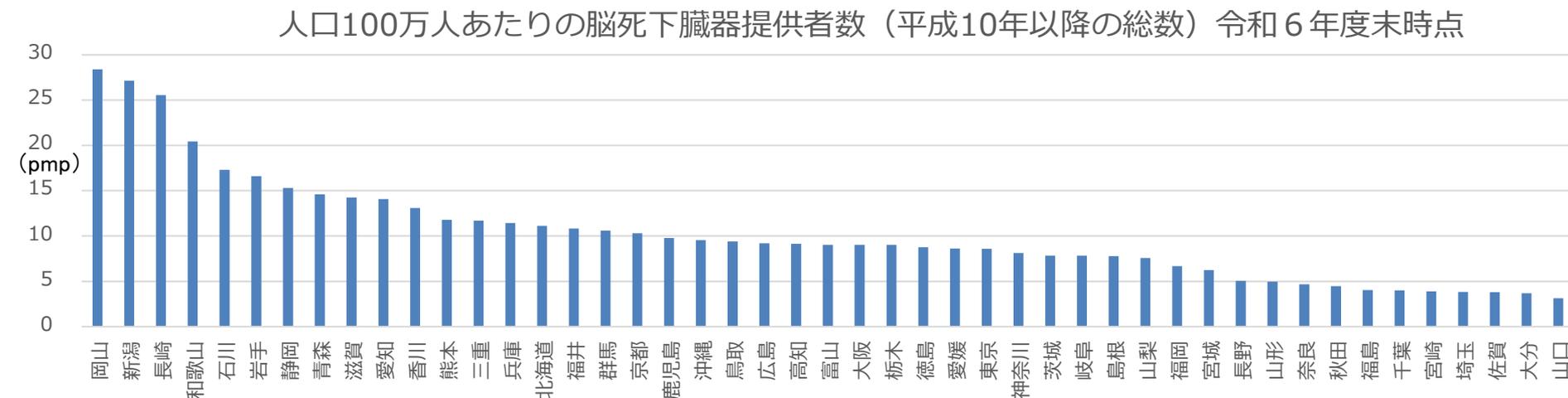
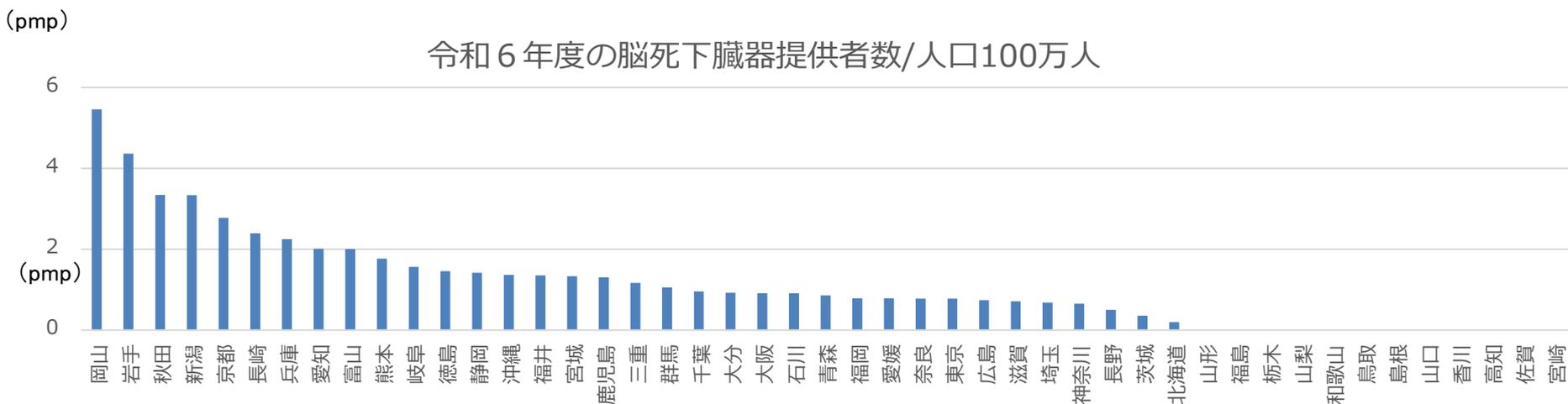
日本は欧米や他のアジア諸国と比べ、人口100万人当たりの脳死・心停止ドナー数が少ない。



(人/人口100万人)

(資料) International Registry of Donation and Transplantation. Global Observatory on Donation and Transplantation の情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

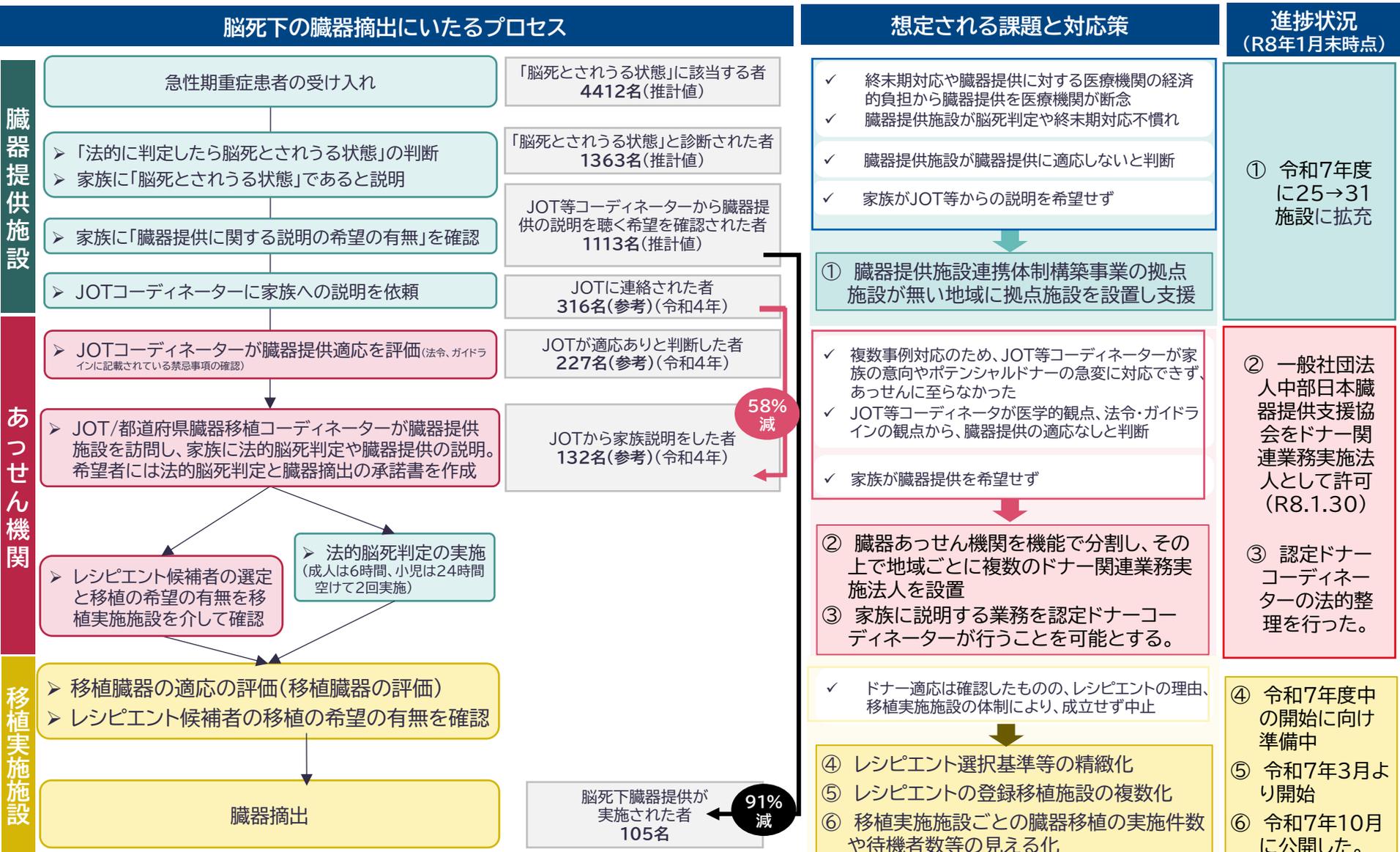
「臓器の移植に関する法律」施行後、令和6年度の各都道府県の脳死下臓器提供者数において都道府県間の格差がみられる。



(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

臓器移植実施体制の抜本的見直しに係る取組状況

令和6年12月に臓器移植実施体制の抜本的見直しに係る改革案を取りまとめて以降、着実に取組を実施。



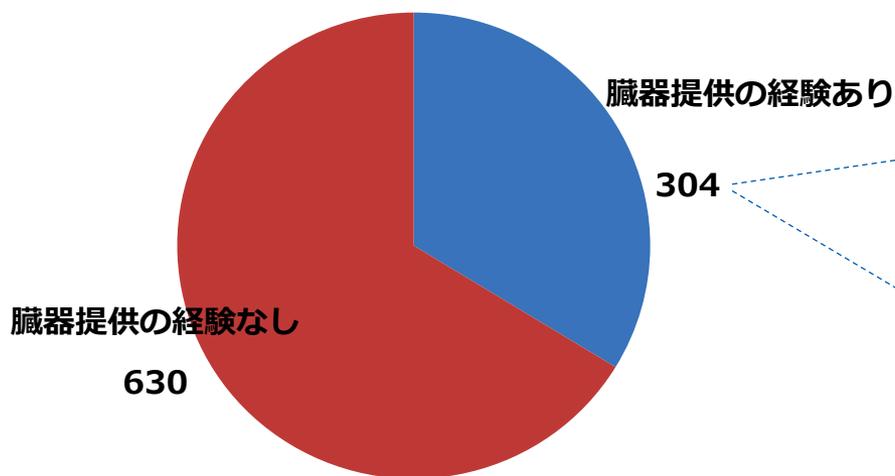
(※)令和5年度厚生労働科学研究費補助金事業「終末期医療から脳死下・心停止後臓器提供に関わる医療の評価に関する研究:横堀将司(日本医科大学)」の結果を用い、5類型施設895施設のうち、回答のあった612施設において、3,017名が「脳死とされうる状態」を経て死亡し、うち「脳死とされうる状態」の診断が実施された患者数は932名、うち、家族に臓器提供に関する情報が提供された患者数は761例であったことから、有効回答率を踏まえ、895施設/(647施設-35施設)を乗じた値を用いた。脳死下臓器提供が実施された者は令和4年度の実績を105名を用いた。

脳死下臓器提供の経験のある施設数及び実施件数

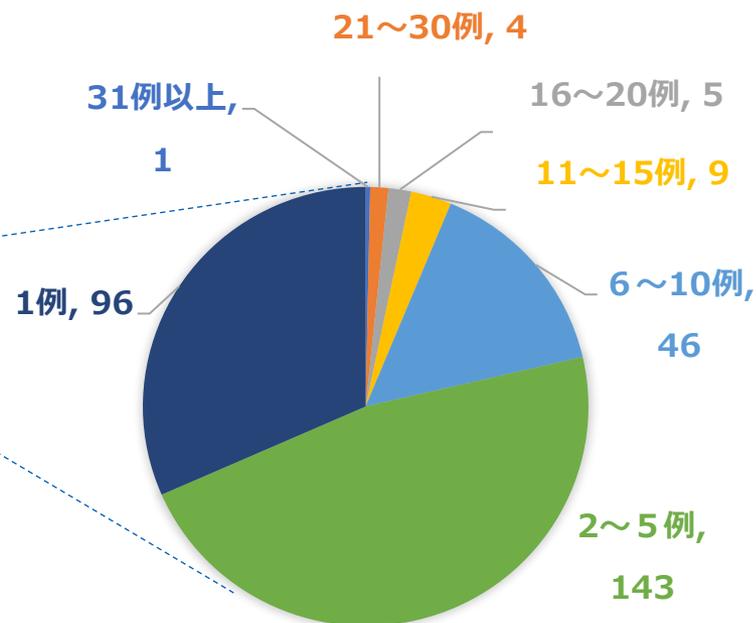
令和6年度に脳死下臓器提供が可能な施設は934施設。うち、これまでに脳死下臓器提供の経験がある施設は約300施設で、うち約1/3の施設は経験件数が1例のみとなっている。

令和6年度 脳死下臓器提供が実施可能な施設（※）

934



臓器提供実施件数（累計）



（資料）（公社）日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工
（※）

- 大学附属病院
- 日本救急医学会の指導医指定施設
- 日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設
- 救命救急センターとして認定された施設
- 日本小児総合医療施設協議会の会員施設

臓器提供施設連携体制構築事業

令和8年度予算案 2.8億円（令和7年度：2.7億円）

- 令和元年度より、臓器提供の経験が豊富な施設（拠点施設）が、連携施設に対して平時からのノウハウの共有やドナー発生時の人員派遣等を実施することで、全国の臓器提供施設を支援する「臓器提供施設連携体制構築事業」を実施している。
- 令和6年度より、臓器提供全般に係る支援など、拠点施設の中でも更なる事業の促進に努めている拠点施設については、「移植医療支援室を有する拠点施設」として認定した上で、国庫補助額を上乗せして交付している。
- 令和8年度においては、拠点施設の中でも特に実績のある施設における好事例を、「移植医療支援室を有する拠点施設」が実施する事業内容として追加し、令和8年1月24日から公募を開始している。

事業実施内容（※）赤字は「移植医療支援室」を有する拠点施設が実施する事業

拠点施設

〈要件〉

- ✓ 脳死判定が可能な医師が常勤
- ✓ 脳波測定が可能な検査技師が常勤 等



平時からの体制整備

- ・ 拠点施設や関係団体等が開催する研修等に参加し、臓器移植に関わる職員の育成 等

事例発生時の対応

- ・ 入院患者が器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった場合、拠点施設へ報告し、必要な支援を受ける
- ・ 拠点施設での事例発生時には見学を通して、ノウハウを蓄積
- ・ 臓器提供が検討される事例が発生した場合、迅速に拠点施設へ連絡するとともに必要な支援を受ける 等

平時からの体制整備

- ・ 3ヶ月に1回の会議を通じて、事例対応におけるノウハウの共有
- ・ 研修等を通じた、関係職員の育成 等

事例発生時の対応

- ・ 連携施設において、器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった患者が発生した段階で、速やかに必要な支援を実施
- ・ 拠点施設での事例発生時には、連携施設の関係職員の見学を受け入れ、教育を実施
- ・ 連携施設での事例発生時には、人員派遣等も含めた支援や技術的助言を実施 等

連携施設

- ✓ 拠点施設から支援を受け、自施設の体制を整備
- ✓ 拠点施設に対して、体制整備状況等を報告



「移植医療支援室」を有する拠点施設

〈要件〉

- 通常の拠点施設に加えて、主に以下の要件を満たす
- ✓ 一定の臓器提供実績があること
- ✓ 院内COを中心とした臓器提供対応チームの設置
- ✓ 本事業に不参加の施設に対して参加を促すなど、地域調整を行う職員の設置 等



平時からの体制整備

- ・ 拠点施設や関係団体等が開催する研修等に参加し、臓器移植に関わる職員の育成 等

事例発生時の対応

- ・ 入院患者が器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった場合、拠点施設へ報告し、必要な支援を受ける
- ・ 拠点施設での事例発生時には見学を通して、ノウハウを蓄積
- ・ 臓器提供が検討される事例が発生した場合、迅速に拠点施設へ連絡するとともに必要な支援を受ける 等

平時からの体制整備

- ・ 3ヶ月に1回の会議を通じて、事例対応におけるノウハウの共有
- ・ 研修等を通じた、関係職員の育成 等

事例発生時の対応

- ・ 連携施設において、器質的脳障害により深昏睡を認める状況となった患者が発生した段階で、速やかに必要な支援を実施
- ・ 拠点施設での事例発生時には、連携施設の関係職員の見学を受け入れ、教育を実施
- ・ 連携施設での事例発生時には、人員派遣等も含めた支援や技術的助言を実施
- ・ 主診療科の負担軽減を行う臓器提供対応チームの設置助言
- ・ 深昏睡患者のルーチンチェック
- ・ 問診票等により、患者の臓器提供に関する意思表示の把握 等

連携施設

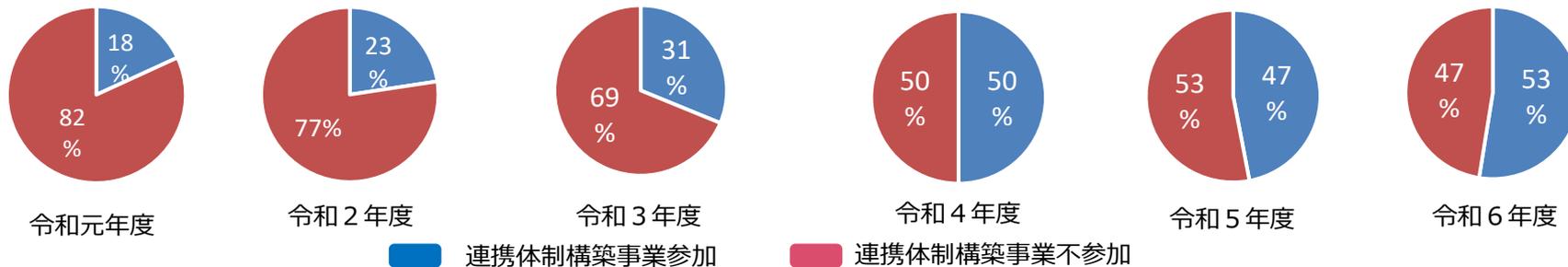
- ✓ 拠点施設から支援を受け、自施設の体制を整備
- ✓ 拠点施設に対して、体制整備状況等を報告



臓器提供施設連携体制構築事業参画施設における臓器提供の現状

拠点施設、連携施設への参加数はいずれも増加傾向にあり、令和6年度の脳死下臓器提供者数の約半数が本事業に参加している施設からの提供事例である。

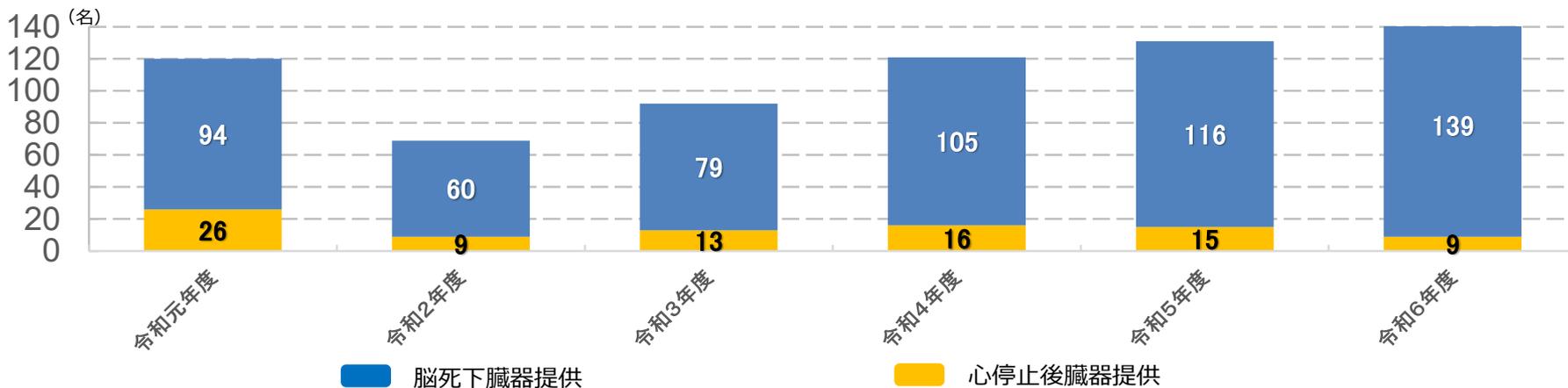
脳死下臓器提供事例のうち、臓器提供施設連携体制構築事業に参加している施設からの提供の割合



臓器提供施設連携体制構築事業参加施設数

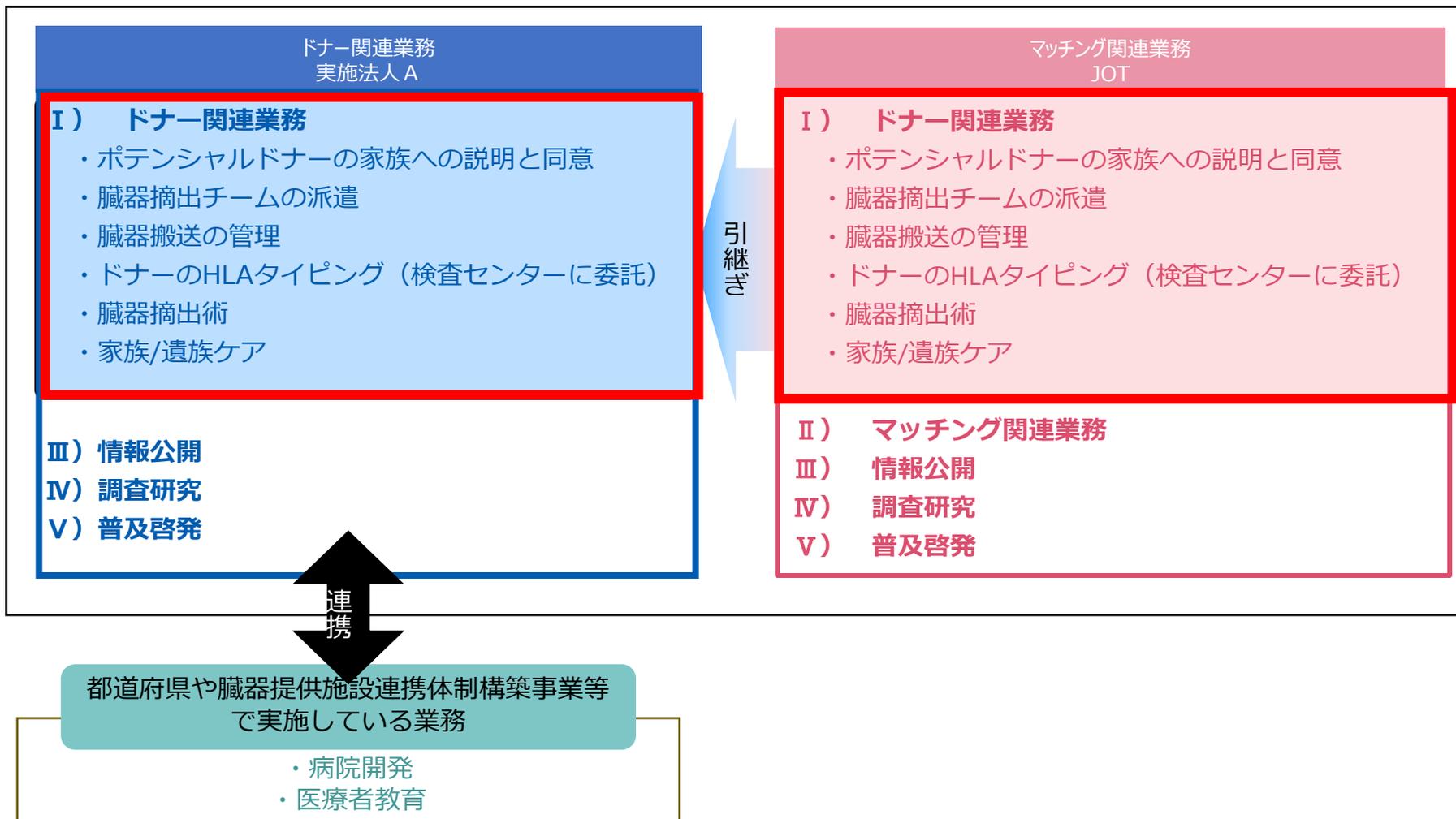
拠点施設	連携施設
8拠点施設	84連携施設
10拠点施設	64連携施設
12拠点施設	92連携施設
14拠点施設	115連携施設
17拠点施設	146連携施設
25拠点施設	206連携施設

臓器提供者数の推移



(資料) (公社) 日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工

- 現在のあっせん機関の業務のうち、ドナー関連業務を実施する法人を地域に複数設置し、臓器提供施設と連携することで、JOTへの業務集中を軽減し、ポテンシャルドナーの家族への説明や、臓器提供を同意する場合の同意書の取得を効率的に進める。
- また、臓器提供者数が増加しても確実にマッチングや移植実績等の情報公開を実施すべく、臓器摘出に係る業務も、順次、ドナー関連業務実施法人に移行する。また第三者機関が、JOTおよびドナー関連業務実施法人の業務実施状況等を検証する。



- 「一般社団法人中部日本臓器提供支援協会(CODA)」より、令和7年12月24日付で、ドナー関連業務実施法人としては初めてとなる臓器あっせん業の許可申請があった。
- 臓器移植分野や法律・会計等の専門家により構成される「臓器のあっせん業の許可に係る審査等に係る有識者会議」に諮り、概ね許可に係る基準を満たしていると判断されるとの意見であったことを踏まえ、令和8年1月30日付で臓器移植法第12条第1項に基づき、臓器あっせん業の許可を行った。(眼球以外の臓器あっせん業の許可は日本臓器移植ネットワークに続き2例目。)

法人名	一般社団法人中部日本臓器提供支援協会 (Chubu Organ Donation Agency)
所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98
あっせんを担当する地域	愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、富山県、石川県
あっせんを行う臓器	心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸
業務内容	臓器のあっせんのうち、ドナー候補者の家族への臓器提供に係る同意取得等のドナー関連業務
理事長	加藤庸子(藤田医科大学ばんだね病院 統括副院長)

現在

- ▶ JOTが全ての地域における臓器^{注)}あっせん業務[※]の全てを担当

※臓器あっせん業務の種類((1)を実施する法人:ドナー関連業務実施法人、(2)及び(3)を実施する法人:マッチング関連業務実施法人)

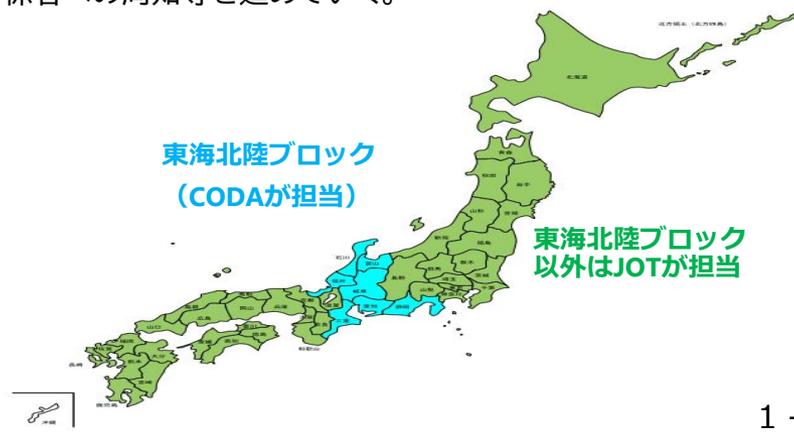
- (1)ドナー関連業務:家族への同意取得、臓器摘出チームの受入調整、地域内の搬送経路の設定、遺族等の心理的ケア等
- (2)マッチング関連業務①:レシピエントの募集、移植候補者の選定、組織適合検査の実施、移植実施の打診等
- (3)マッチング関連業務②:臓器摘出チームの派遣調整、広域的な搬送経路の策定等



注)眼球以外

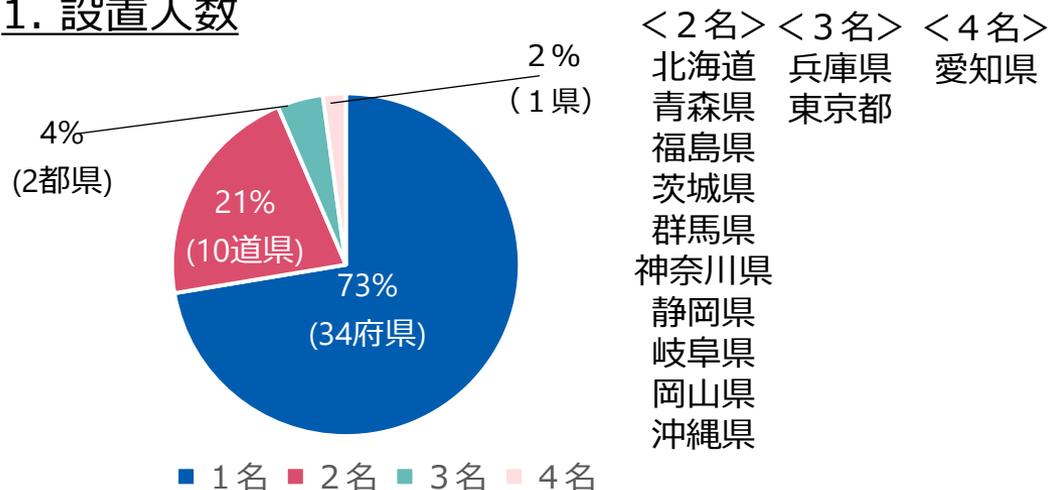
今後

- ▶ CODAが東海北陸ブロックにおけるドナー関連業務を担当
- ▶ 東海北陸以外の地域のドナー関連業務はJOTが担当 (研修等を行うことから、実際の業務開始は夏頃を予定)
- ▶ 全ての地域におけるマッチング関連業務は、当面の間、JOTが担当
- ▶ 引き続き、ドナー関連業務実施法人の各地域への設置に向けて、関係者への周知等を進めていく。

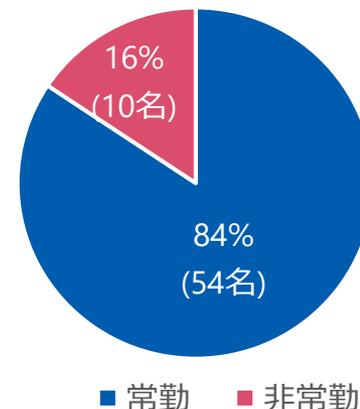


34府県において、都道府県臓器移植コーディネーターは1人のみの設置となっている。

1. 設置人数

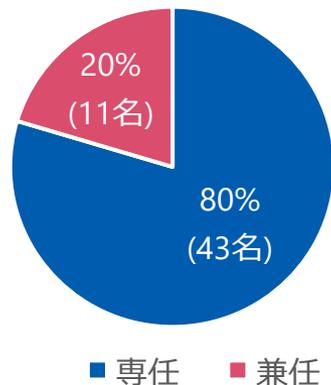


2. 勤務体系①

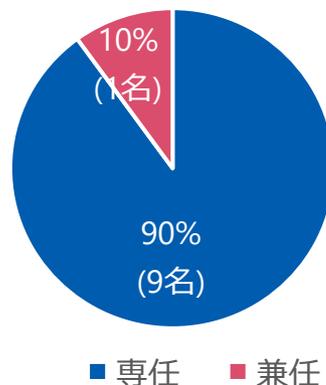


3. 勤務体系②

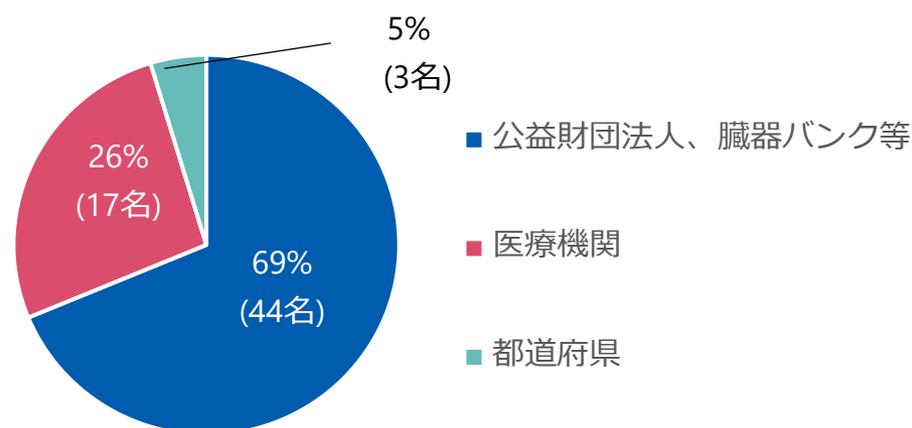
・常勤のうち



・非常勤のうち



4. 所属機関



(1) 年間を通じた取組

臓器提供の意思表示について考えるきっかけとして、次のような取組を実施。

- マイナポータルサイトを通じた意思表示の周知
- SNSを通じた臓器移植に関する情報の発信
- 中学生向けの啓発のためのパンフレットの作成、配布
- 免許センターでの意思表示に関する動画の上映
- 運転免許証やマイナンバーカード等を交付する際にリーフレットを配布



中学生向けパンフレット



リーフレット

(2) 臓器移植普及推進月間（毎年10月）の取組

- 「グリーンリボンキャンペーン」の実施
 - ・全国各地の著明なランドマーク・建物をグリーンにライトアップ（令和7年度は全都道府県の316箇所にて実施）
 - ・東京メトロの協力による地下鉄駅構内のポスター掲示（令和7年10月15日(水)～21日(火)）
- 臓器移植推進国民大会の開催
 - ・令和6年度は10月20日（日）に鳥取県で開催
 - ・令和7年度は10月26日（日）に大阪府で開催



(3) 臓器移植に関する教育の展開

- 授業実例集の作成：各学校や各教諭が行っている授業の実例集、またその活用法についての解説書を作成
- 研究会・セミナーの開催：事例集等の学校での活用法に関するセミナーを定期的開催

各都道府県の普及啓発実施状況

① 運転免許センターにおける普及啓発

公益社団法人日本臓器移植ネットワークから各都道府県警察に対し、運転免許証の意思表示欄の認知のためのリーフレット等の配布を依頼。



「大切なことだから、大切な場所にある。」
B2ポスター

各都道府県の運転免許証交付数に対するリーフレットの発注割合

説明用リーフレット

都道府県	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
北海道	38%	36%	44%	31%	32%
青森	106%	68%	142%	101%	0%
岩手	14%	113%	165%	117%	0%
宮城	1%	1%	1%	1%	0%
秋田	36%	19%	57%	39%	61%
山形	77%	58%	80%	53%	8%
福島	44%	41%	61%	42%	43%
茨城	87%	74%	103%	70%	69%
栃木	20%	0%	0%	0%	5%
群馬	16%	16%	24%	16%	17%
埼玉	111%	38%	42%	29%	90%
千葉	1%	1%	2%	1%	1%
東京	10%	9%	2%	41%	14%
神奈川	6%	5%	8%	6%	10%
新潟	0%	0%	1%	1%	0%
山梨	0%	0%	4%	6%	0%
長野	3%	16%	147%	78%	73%
富山	0%	3%	14%	3%	10%
石川	56%	82%	9%	96%	109%
福井	4%	7%	117%	9%	4%
岐阜	0%	1%	0%	0%	9%
静岡	0%	1%	1%	1%	1%
愛知	0%	0.5%	1%	1%	0%
三重	47%	49%	73%	51%	0%

都道府県	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
滋賀	7%	5%	3%	3%	3%
京都	88%	87%	125%	87%	70%
大阪	11%	13%	18%	13%	13%
兵庫	4%	2%	4%	3%	2%
奈良	18%	138%	103%	68%	0%
和歌山	59%	63%	100%	63%	64%
鳥取	3%	37%	16%	11%	55%
島根	1%	1%	0%	0%	0%
岡山	62%	74%	108%	71%	56%
広島	58%	50%	99%	68%	67%
山口	104%	64%	76%	49%	79%
徳島	66%	48%	74%	48%	57%
香川	41%	29%	164%	103%	42%
愛媛	0%	45%	78%	36%	47%
高知	85%	0%	133%	46%	0%
福岡	99%	98%	0%	64%	105%
佐賀	81%	28%	102%	66%	77%
長崎	0%	29%	43%	29%	15%
熊本	10%	10%	30%	20%	0%
大分	30%	0%	0%	0%	0%
宮崎	1%	1%	2%	1%	1%
鹿児島	44%	47%	100%	47%	49%
沖縄	1%	0%	11%	8%	8%

令和7年1月末時点

(資料) (公社)日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工

各都道府県の普及啓発実施状況

② 薬局における普及啓発の取り組み等

(公社)日本臓器移植ネットワークから(公社)日本薬剤師会に対し、以下の取組を依頼。

1. 薬局等における臓器移植普及に関するポスター等の掲示
2. 各都道府県薬剤師会での研修会・勉強会への講師の派遣に関する周知
3. 「薬と健康の週間」での普及啓発
(10/16 グリーンリボンデー → 10/17～23 薬と健康の週間)

(都道府県数)



都道府県	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	直近の実施店舗数
北海道	○								○	○				2,153
青森		○												582
岩手		○												548
宮城				○										993
秋田		○				○					○	○	○	476
山形		○					○							538
福島									○			○		786
茨城	○								○				○	1,015
栃木	○										○			756
群馬			○										○	910
埼玉	○												○	1,884
千葉							○			○			○	1,976
東京			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,595
神奈川	○											○		2,500
新潟				○										1,081
山梨			○				○		○					348
長野			○						○ (一部)					45
富山		○												391
石川		○												414
福井	○							○						301
岐阜		○				○								1,026
静岡		○												1,522
愛知														2,686
三重	○													710
滋賀									○				○	570
京都														11
大阪														3,800
兵庫									○			○		2,347
奈良												○		520
和歌山	○													443
鳥取														267
島根											○	○		324
岡山		○											○	801
広島	○												○	1,650
山口		○											○	776
徳島													○	385
香川													○	522
愛媛			○										○	613
高知													○	376
福岡	○													2,348
佐賀													○	489
長崎													○	715
熊本														797
大分	○												○	547
宮崎	○												○	551
鹿児島													○	842
沖縄	○													601
合計	13	11	5	5	2	7	9	5	11	6	9	7	10	

○：薬局での普及啓発活動を実施

空欄：未実施

令和7年12月末時点

(資料) (公社)日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工

③ 行政が主催するイベントにおける普及啓発

毎年4月頃、（公社）日本臓器移植ネットワークから各都道府県衛生主管部（局）宛てに各年度で使用する資材の申込を依頼。併せて、当該資材を成人式等、行政が主催するイベントにて配布することを依頼。

各都道府県の成人式での資材の配布実施状況

都道府県	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
北海道	○	○	○	○	○
青森	○	○	○	○	○
岩手	○	○	○	○	○
宮城	○	○	○	○	○
秋田	○			○	
山形	○	○	○	○	○
福島	○	○	○	○	○
茨城			○		○
栃木	○	○	○	○	○
群馬	○	○	○	○	○
埼玉	○	○	○	○	○
千葉	○	○	○	○	○
東京	○	○	○	○	○
神奈川			○	○	○
新潟	○	○	○	○	○
山梨	○	○	○	○	○
長野	○	○	○	○	
富山		○	○	○	○
石川	○	○	○	○	○
福井	○	○	○		○
岐阜	○	○	○	○	
静岡	○	○	○	○	○
愛知	○	○	○	○	○
三重	○	○	○	○	○

都道府県	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
滋賀	○	○	○	○	○
京都	○	○	○	○	○
大阪	○	○	○	○	○
兵庫	○	○	○	○	
奈良	○	○	○	○	○
和歌山	○	○	○	○	○
鳥取	○	○	○	○	○
島根	○	○	○	○	○
岡山	○	○	○	○	○
広島	○	○	○	○	○
山口	○	○	○	○	○
徳島	○	○	○	○	○
香川	○	○	○	○	○
愛媛	○	○	○	○	○
高知	○	○	○	○	○
福岡	○	○	○	○	○
佐賀	○	○	○	○	○
長崎	○	○	○	○	○
熊本	○	○	○	○	○
大分	○	○	○	○	○
宮崎	○	○	○	○	○
鹿児島	○	○	○	○	
沖縄					

○：成人式での資材配布を実施 空欄：未実施

令和8年1月末時点

ここまで紹介した臓器移植施策に関する各種事業の問い合わせ先は以下のとおり。

■臓器提供施設連携体制構築事業について

- ・厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

移植医療対策推進室 臓器移植係

TEL 03-3595-2256

■中学生向けパンフレットについて

- ・厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

移植医療対策推進室 臓器移植係

TEL 03-3595-2256

■その他普及啓発啓発用資材、グリーンリボンキャンペーン、 中学校等への講師の派遣について

- ・（公社）日本臓器移植ネットワーク 広報・啓発事業部

TEL : 03-5446-8802



グリーンリボンキャンペーンの天使 ハートイ
(着ぐるみも公益社団法人日本臓器移植ネットワークにて貸し出し中)

2. 造血幹細胞移植対策

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）

※議員立法

法目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定めるとともに、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給事業について必要な規制及び助成を行うこと等により、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資すること（第1条）。

概要

(1) 基本理念（第3条）

- ①造血幹細胞移植を受ける機会の確保、②造血幹細胞提供の任意性の担保、③機会の公平性、④造血幹細胞提供の安全性の確保、⑤末梢血幹細胞を提供する者の健康の保護、⑥臍帯血提供の安全性等の確保

(2) 国及び地方公共団体の責務（第4条・第5条）、造血幹細胞提供関係事業者等の責務（第6条）、医療関係者の責務（第7条）

- ・国及び地方公共団体：移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の策定及び実施
- ・造血幹細胞提供関係事業者：移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進への積極的な寄与
- ・医療関係者：国及び地方公共団体が講ずる移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策への協力

(3) 基本方針（第9条）

- ①基本的な方向、②目標その他移植に用いる造血幹細胞の提供の促進に関する事項、③安全性の確保、④提供の推進

(4) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための施策に関する事項（第10条～16条）

- ①国民の理解の増進、②情報の一体的な提供、提供者等の健康等の状況の把握及び分析のための取組の支援、③造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業運営の確保、④研究開発の促進、⑤国際協力の推進

(5) 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業、臍帯血供給事業（第17条～第43条）

- ・骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業を行おうとする者（骨髄バンク）及び臍帯血供給事業を行おうとする者（公的さい帯血バンク）は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- ・国は骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対し、事業に要する費用の一部を補助できる。
- ・公的さい帯血バンク事業者が移植に用いる臍帯血の採取・保存・引渡し等の各業務を行うこと及び造血幹細胞移植用として人の臍帯血を取引することの禁止（平成30年一部改正）

(6) 造血幹細胞提供支援機関（第44条～第52条）

厚生労働大臣は、全国を通じて一個に限り、支援機関を指定することができる。 ※現在は日本赤十字社を指定

施行期日等

公布：平成24年9月12日、施行：平成26年1月1日、一部改正公布：平成30年12月14日、施行：平成31年3月14日

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する国民の理解の増進

骨髄バンク推進月間（毎年10月）

厚生労働省においては、骨髄バンク事業を推進するため、毎年10月を「骨髄バンク推進月間」と定め、関係機関、関係団体の方々の協力を得て、骨髄移植と末梢血幹細胞移植に関する国民への理解の促進及び骨髄等提供希望者（ドナー）の確保を目的とした取組を実施。

■趣旨

広く国民に対して骨髄移植等に対する深い関心と理解を得るとともに、一人でも多くの国民がドナー登録につながるよう、期間中、骨髄等移植対策の推進のための広報・啓発活動など種々の取組を集中的に実施している。

■実施期間

毎年10月1日から同月31日までの1か月間

政府広報を活用した普及啓発

政府広報オンライン

「あなたのドナー登録を待っている人がいます命をつなぐ骨髄バンク」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/6.html>

「骨髄バンクへのドナー登録をお願いします」（動画）

<https://www.gov-online.go.jp/useful/202409/video-288558.html>

「「臍帯血（さいたいけつ）」は、赤ちゃんからの贈り物。臍帯血移植とは？」

<https://www.gov-online.go.jp/article/202412/entry-6796.html>

関係機関における普及啓発

- ポスター、パンフレット等の普及啓発グッズの作成及び配布
- 動画作成、SNSを活用した広報
- ACジャパンを活用した広告キャンペーン
- 造血幹細胞移植情報サービス（骨髄バンク・さい帯血バンクポータルサイト）における情報提供 など

各種パンフレット（一例）

造血幹細胞移植について



骨髄バンクについて



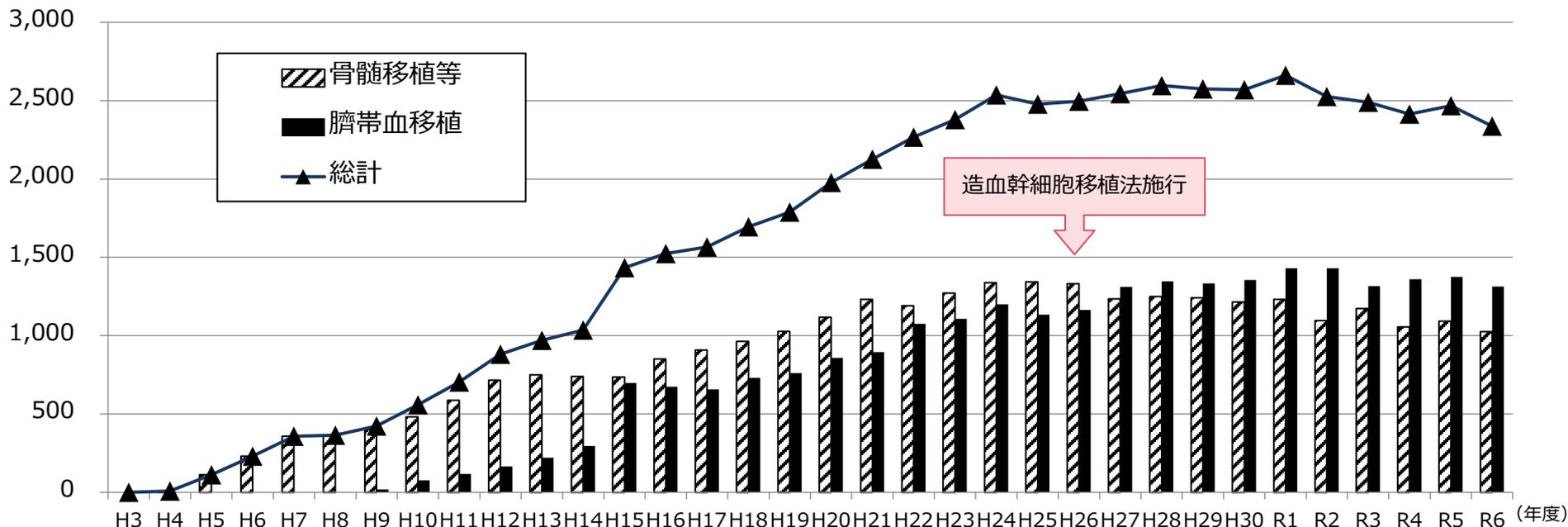
さい帯血バンクについて



造血幹細胞移植実績の推移（非血縁者間）

- ・造血幹細胞移植件数は、近年ほぼ横ばいであったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり減少がみられた。
- ・平成27年度以降、臍帯血移植が骨髄・末梢血幹細胞移植を上回っている。

(単位：件)



	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
骨髄移植等	0	8	112	231	358	363	405	482	588	716	749	739	737	851	908	963	1,027	1,118	1,232	1,192	1,272	1,338	1,343	1,331	1,234	1,250	1,241	1,214	1,232	1,096	1,173	1,055	1,092	1,025
臍帯血移植	0	0	0	0	0	1	19	77	117	165	221	296	697	674	658	732	762	859	895	1,075	1,107	1,199	1,134	1,165	1,311	1,347	1,334	1,355	1,430	1,431	1,316	1,360	1,367	1,313
総計	0	8	112	231	358	364	424	559	705	881	970	1,035	1,434	1,525	1,566	1,695	1,789	1,977	2,127	2,267	2,379	2,537	2,477	2,496	2,545	2,597	2,575	2,569	2,662	2,527	2,489	2,415	2,459	2,338

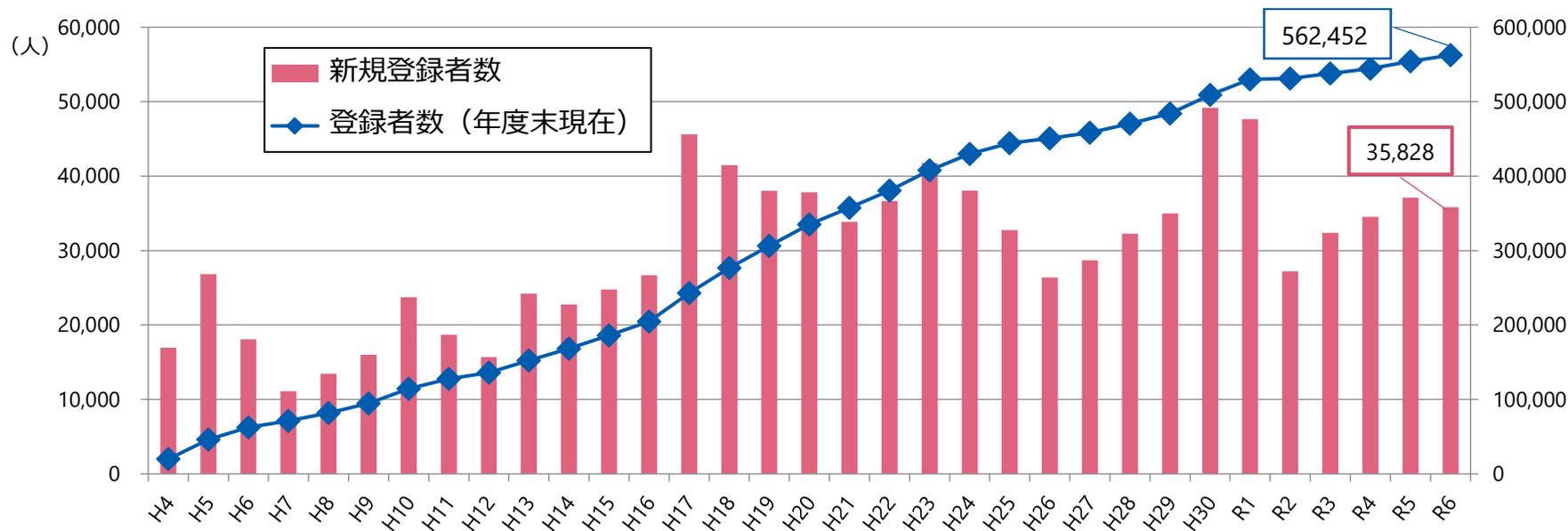
※骨髄移植等とは、骨髄移植と末梢血幹細胞移植をいう。

(各年度末現在)

※末梢血幹細胞移植は平成22年10月より導入されており、令和7年3月末までに2,458例が実施されている。

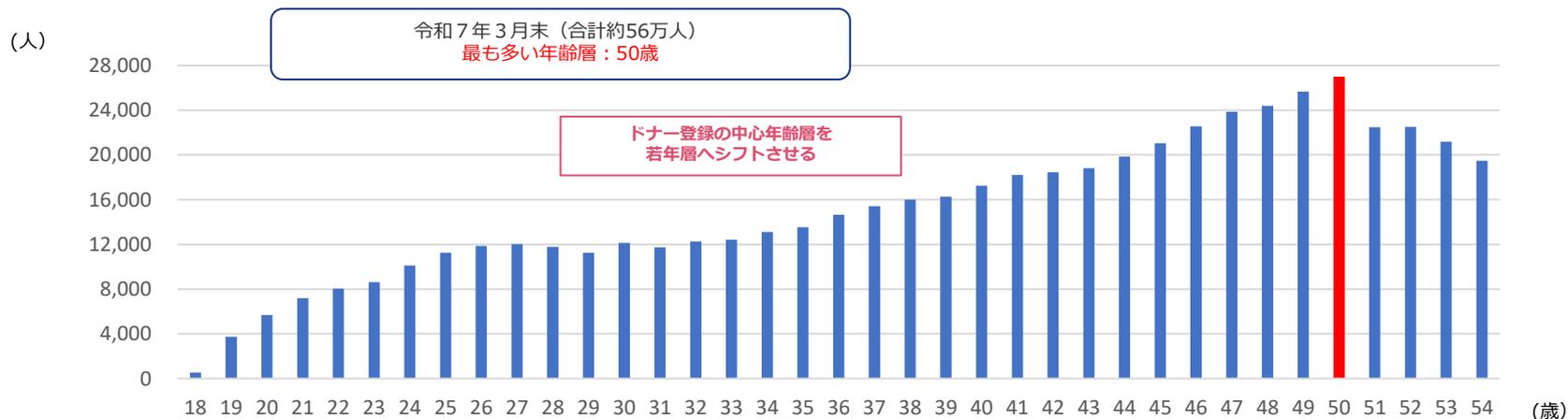
(資料) 日本赤十字社及び(公財)日本骨髄バンクが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

骨髄バンクドナー登録者の推移



(資料) 日本赤十字社及び(公財)日本骨髄バンクが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

年齢別ドナー登録者数



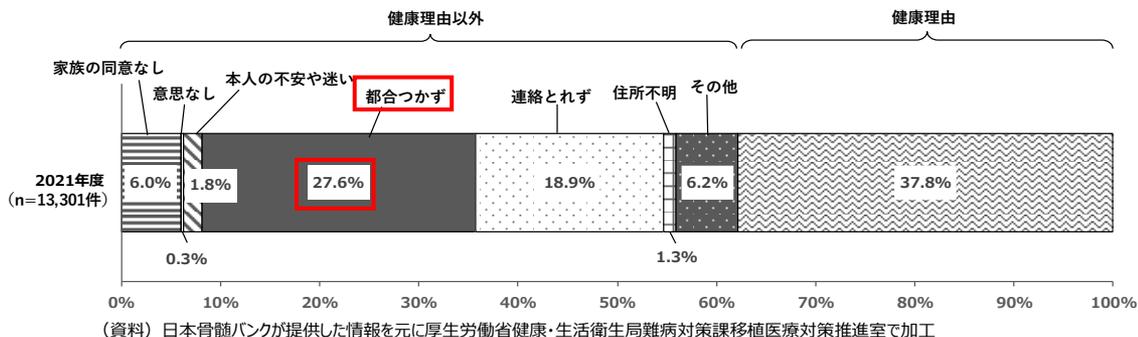
(資料) 日本赤十字社が提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

ドナー休暇制度の導入促進

現状・課題

- 骨髄バンクのドナー登録者が実際にドナー候補となり骨髄等を提供する際には、検査や幹細胞採取等のために数日間の通院・入院が必要となる。働いている方がドナー候補になるには数日間の休暇を取得しなければならない。
- ドナー候補として選ばれても、仕事の都合等を理由にコーディネートを辞退する方が、全体の約3割程度存在している。

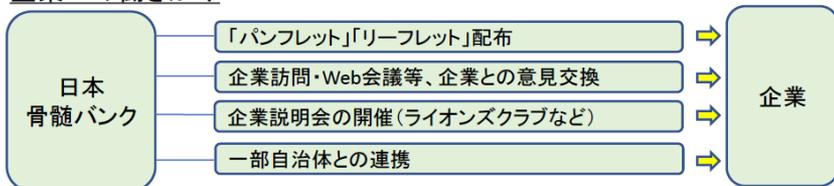
初期行程におけるドナー側のコーディネート終了理由



対策

- ドナー登録者が骨髄等を提供しやすい環境整備の一環として、日本骨髄バンクにおいて、ドナー休暇制度導入に係る企業向けパンフレット等を作成するとともに専門職員を配置し、**ドナーとなるために必要な休暇を特別休暇として規定すること（ドナー休暇制度）を企業に働きかけ、また、必要に応じて直接導入支援を行う取組等を行っている**（令和元年度より予算措置）。
- 厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」において、ドナー休暇制度及び企業の導入事例を紹介するとともに、「**働き方改革推進支援助成金**」の成果目標の一つとして、**ドナー休暇を含む特別休暇及び時間単位の年次有給休暇の新規導入を位置づけることで、企業に対しドナー休暇制度導入の動機付けを図っている。**

企業への働きかけ



導入支援パンフレット等



導入企業掲出POP



ドナー休暇制度導入企業数 ※日本骨髄バンクが把握している数	
平成30年3月末	346
平成31年3月末	358
令和3年3月末	697
令和4年3月末	715
令和5年3月末	743
令和6年3月末	823
令和7年11月末	925

「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置について

- 地域における骨髄バンク事業の推進等を目的とした会議体として、日本骨髄バンクから各自治体に対し「骨髄バンク推進連絡協議会」の設置をお願いしているところ。

(参考) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針（平成26年厚生労働省告示第七号）（抄）

第四 その他移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し必要な事項

一 関係者の連携

国、地方公共団体、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者、臍帯血供給事業者、造血幹細胞提供支援機関及び医療関係者は、場合に応じてボランティア等の協力も得つつ、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、相互に連携を図りながら協力する。

- 骨髄バンク推進連絡協議会を設置している自治体は、全国で34道府県（令和7年7月現在※日本骨髄バンク調べ）。
- 引き続き、関係者間の連携強化のため、**未設置の自治体は協議会の早期設置、設置済みの自治体は定期的な開催により、関係者間の相互理解の増進、ドナー登録会の円滑な開催及び効果的な普及啓発をお願いしている。**

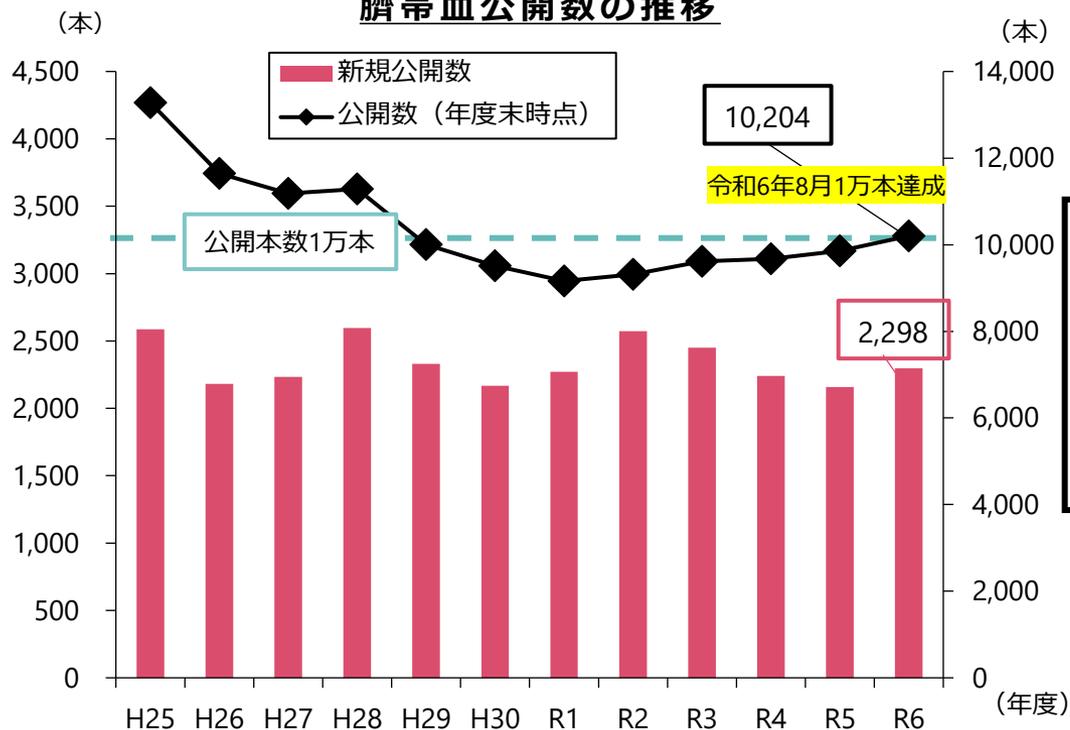
都道府県	設置状況								
北海道	○	埼玉県	○	岐阜県	-	鳥取県	○	佐賀県	-
青森県	-	千葉県	○	静岡県	○	島根県	○	長崎県	-
岩手県	-	東京都	-	愛知県	○	岡山県	○	熊本県	-
宮城県	-	神奈川県	○	三重県	○	広島県	○	大分県	○
秋田県	-	新潟県	○	滋賀県	○	山口県	○	宮崎県	○
山形県	○	富山県	○	京都府	○	徳島県	○	鹿児島県	-
福島県	-	石川県	○	大阪府	○	香川県	○	沖縄県	○
茨城県	○	福井県	-	兵庫県	○	愛媛県	○		
栃木県	○	山梨県	-	奈良県	○	高知県	○		
群馬県	○	長野県	○	和歌山県	○	福岡県	○		

「○」：設置済み
「-」：未設置

臍帯血公開数の推移

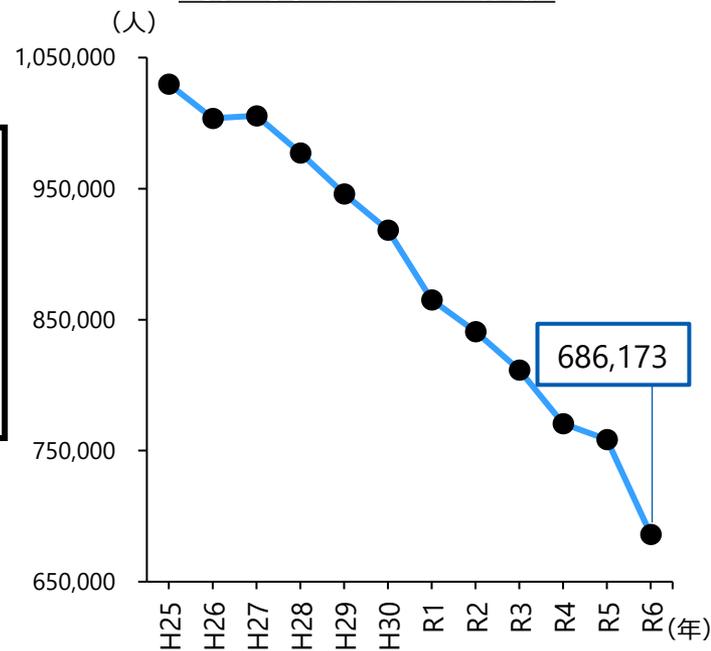
- 臍帯血公開数は、ここ数年横ばい傾向にある。
- HLA-A, B, DRの6抗原中5抗原以上一致する臍帯血が95%以上の患者で得られるためには、約1万本の臍帯血が必要である。

臍帯血公開数の推移



(資料) 日本赤十字社が提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

(参考) 出生数の推移



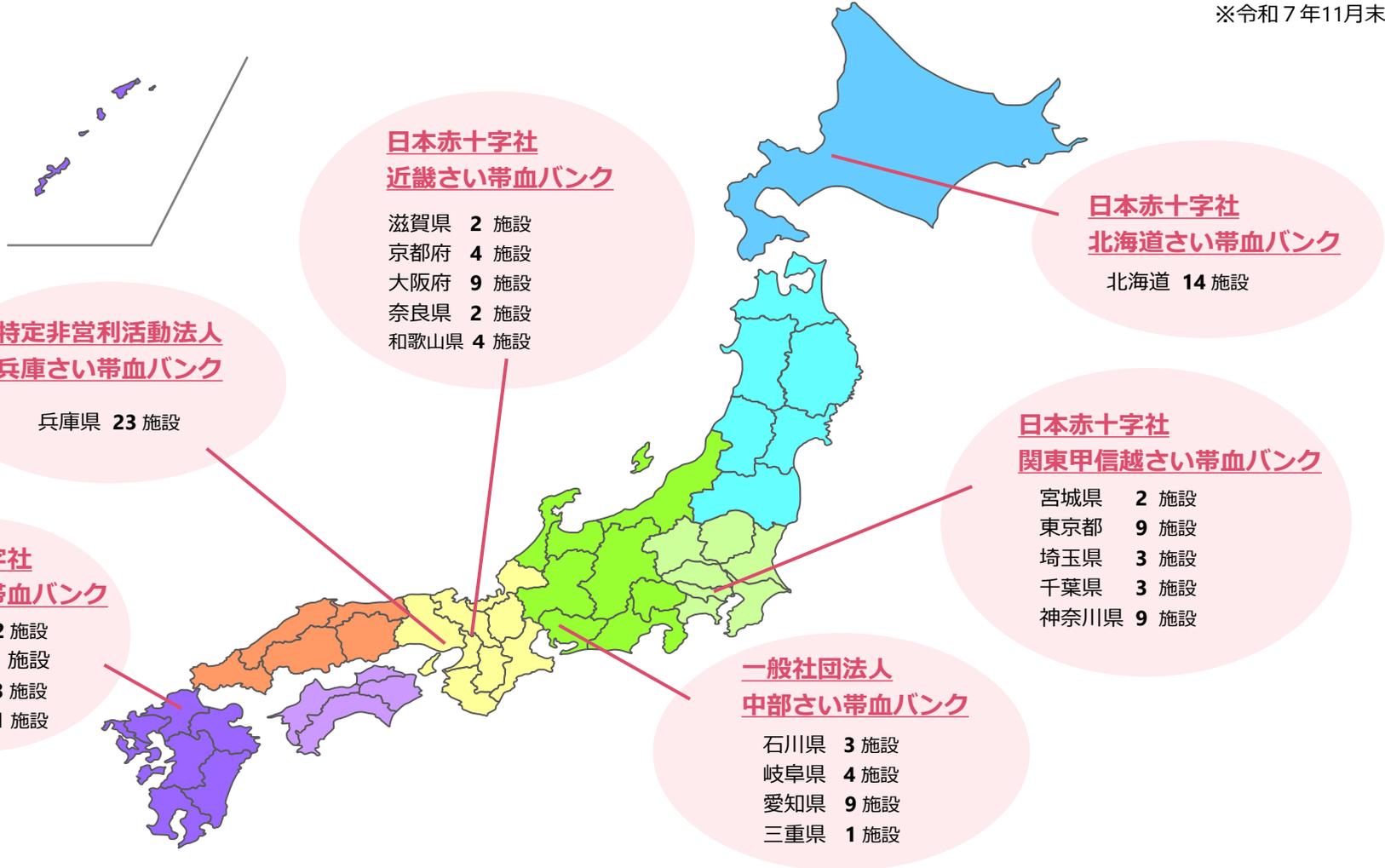
(出典: 厚生労働省「人口動態統計(令和6年確定数)より」)

さい帯血バンクの現状

さい帯血バンク 全国6バンク

臍帯血採取施設（さい帯血バンクと提携している産科施設）全国118施設

※令和7年11月末時点



(資料) 日本赤十字社「造血幹細胞移植情報サービス」及び各臍帯血バンクHPの情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工